

第三號書式(借取等用)

區分	支拂金額	課税金額				支拂未済金額	税額	備考
		非課税	課税	戻付	繰上			
何公債利息								
何社債利息								
配當								
計								

昭和何年何月何日
税務署 何税務署

昭和何年何月何日 何部、何市町村又ハ何會社

備考
一、支拂アベキ金額ハ其ノ月ノ支拂アレバ、前月分課税額ニ加テ、前月分課税額ノ合計額トシテ、ハシラヒ、入別細目ヲ添付スルモノトス
二、非課税額ニ付テハ、入別細目ヲ添付スルモノトス

大藏省令第十六號
施行細則左ノ如クス
昭和十五年四月一日 大藏大臣 隈内 幸雄

第一條 通行税法施行規則第五條ノ規定ニ依リ、本號書式ハ、計算書ハ、第三號書式ニ依リ、調整スベシ
第二條 日本銀行ニ於テ通行税ノ拂込ラ受ケタルトキハ、第二號書式ノ領收書ヲ拂込者ニ交付シ、同號書式ノ通知書ニ拂込者ノ提出シタル計算書ヲ添付シテ之ヲ送入後、改官ニ送付スベシ
附則
本令ハ通行税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第一號書式(用紙適宜格三寸五分)

通行税拂込書

第何號	何年度	大蔵省主管	何稅務署
租	通行税	通行税	何稅務署

何縣何郡何町何番地

何會社 代表者 何 某 納
(其ノ他之ニ準ス)

日本銀行何店宛

昭和何年何月何日

備考 一、本號ノ年度ハ、明治四十四年ニ於テ開始シ、昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ區別シ、記入スベシ

大藏省令第十二號
昭和十五年四月一日 通告改正ス
第三號書式(借取等用)
一、大藏大臣 隈内 幸雄
二、大藏省令第十二號
昭和十五年四月一日
三、大藏省令第十二號
昭和十五年四月一日
及、雜地租(一)田租及田外ノ地租(二)小農耕地
同課税式(借取等用)ノ五項目ヲ、(一)田租、(二)小農耕地
同課税式(借取等用)ノ五項目ヲ、(三)田租、(四)小農耕地
同課税式(借取等用)ノ五項目ヲ、(五)田租、(六)小農耕地
同課税式(借取等用)ノ五項目ヲ、(七)田租、(八)小農耕地
同課税式(借取等用)ノ五項目ヲ、(九)田租、(一〇)小農耕地

第 三 號 借 取 免 狀

移住者ノ住所及氏名稱	
移住ノ種別及敷数	
含有アルコール分	
容器ノ種別及枚数	
川酒稅納付済年月日	
積載スペース船艙ノ稱	
移出年月日	

昭和 年 月 日

何 税 務 署 關

左ノ大藏省令ハ之ヲ廢止ス
昭和十五年四月一日 大藏大臣 隈内 幸雄
大藏省令第十二號
昭和十五年四月一日
大藏省令第十二號
昭和十五年四月一日
大藏省令第十二號
昭和十五年四月一日
大藏省令第十二號
昭和十五年四月一日
大藏省令第十二號
昭和十五年四月一日

第二號書式(用紙適宜格三寸五分) 告知書

第何號	何年度	大蔵省主管	何稅務署
租	通行税	通行税	何稅務署

何縣何郡何町何番地

何會社 代表者 何 某 納
(其ノ他之ニ準ス)

昭和何年何月何日領收

日本銀行何店 關

何 税 務 署 長 官 氏 名 殿

領 收 證 書

第何號	何年度	通行税
何縣何郡何町何番地		

何會社 代表者 何 某 納
(其ノ他之ニ準ス)

昭和何年何月何日領收

日本銀行何店 關

備考 一、日本銀行ハ本號式ノ左ノ二種ヲ附屬セシムルコトヲ得

二 竈爐器

等級	外裝	寸法	製造業者 販賣價格	卸賣業者 販賣價格	小賣業者 販賣價格
一級品	布貼	長七寸五分 幅四寸五分 厚一寸七分	一・二二	一・二五	一・五〇
二級品	同	長七寸二分 幅三寸六分 厚一寸六分	九二	一〇〇	一三〇
三級品	同	長七寸二分 幅三寸六分 厚一寸四分	七五	八三	一〇〇

(イ) 一級品トハ外側ニ使用セル金屬材料ノ三分ノ二以上ノ材料ヲ内部ノ構造ニ使用シ且蓋ノ閉閉ニ依リ灰容レガ自働的ニ昇降スル装置ノモノヲ謂フ

(ロ) 二級品トハ外側ニ使用セル金屬材料ノ半量以上ノ材料ヲ内部ノ構造ニ使用セルモノヲ謂フ

(ハ) 三級品トハ一級品及二級品ニ該當セザルモノヲ謂フ

三 (イ) 前各表ノ價格ハ材料ニ新鍍力板若ハ新亜鉛引板ヲ使用セルモノ又ハ完全ナル塗裝加工若ハ藥劑ニ依リ研磨加工ヲ施シタル古鍍力板古亜鉛鐵板又ハ鐵板ヲ使用シタルモノノ價格トス

(ロ) 前各表販賣價格ハ賣主店先渡價格トシ荷造及包裝費ハ賣主ノ負擔トス

(ハ) 本表價格ノ範圍内ニ於テ地方長官別段ノ額ヲ指定セルトキハ本表價格ハ適用セズ

法令全書

告示

●商工省 大藏省 告示第一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ清酒、合成清酒、燒酎及味淋ノ販賣價格左ノ通指定シ昭和十四年商工省告示第七十號中ニ清酒ノ項ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年四月一日

商工大臣 藤原銀次郎
大藏大臣 櫻内 幸雄

一 清酒(酒税法第四條ニ規定スルモノヲ謂フ)
(一) 桶物販賣價格(一石當)

等級	規	格	販賣價格
上等酒	アルコール分	原エキス分	一五〇〇
中等酒	二五度以上	三度以上	一〇〇〇

昭和十五年四月 告示 商工省第一號

(二) 樽詰販賣價格(四斗詰一樽當)

等級	規	格	生産者 販賣價格	卸賣 價格	小賣 價格
上等酒	アルコール分	原エキス分	一五〇〇	一六〇〇	一七〇〇
中等酒	二五度以上	三度以上	一〇〇〇	一一〇〇	一二〇〇
並等酒	一五度以上	二度以上	七〇〇	八〇〇	九〇〇

(三) 樽詰販賣價格(一升詰一本當)

等級	規	格	生産者 販賣價格	卸賣 價格	小賣 價格
上等酒	アルコール分	原エキス分	一五〇	一六〇	一七〇
中等酒	二五度以上	三度以上	一〇〇	一一〇	一二〇
並等酒	一五度以上	二度以上	七〇	八〇	九〇

(四) 小賣量販賣價格(一升當)

等級	規	格	販賣價格
上等酒	アルコール分	原エキス分	三〇度以上
中等酒	一四度以上	二八度以上	二七〇
並等酒	一三度以上	二五度以上	二五〇

(五) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣價格ハ一合ニ付六十錢(地方長官ガ六十錢以内ニ於テ額ヲ指定シタルトキハソノ額)以内トス

(六) (一)、(二)及(四)ノ規格ニ該當セザル清酒又ハ生産者名ヲ明記セザル清酒ノ價格ハ並等酒(桶物販賣價格ニ付テハ中等酒)ノ價格ノ半額以下トス

(七) 生産者販賣價格ハ産地最寄驛貨車乘渡價格又ハ産地最寄港船乘渡價格トシ桶物販賣價格ハ製造場渡價格トス

(八) 桶物ニシテ木火入レ後防腐劑ヲ混入セザルモノニ付テハ一石ニ付十圓以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(九) 樽詰上等酒ノ價格ハ甲附新樽使用ノ價格トシ樽詰中等酒及樽詰並等酒ノ價格ハ赤味新樽又ハ甲附故樽使用ノ價格トス

樽詰上等酒ニ赤味新樽又ハ甲附故樽使用ノ場合ハ本表價格ノ三四下ゲトス

(十) 樽詰ノ價格ハ深又ハ荒蕪卷ノ價格トス
 本荷造ノ場合ハ四斗樽一箇ニ付二圓、二斗樽一箇ニ付一圓五十錢、一斗樽一箇ニ付一圓ヲ加算シ得ルモノトス。但シ昭和十五年十二月三十一日以降ハ之ヲ加算シ得ザルモノトス。

(十一) 小容量詰ノ價格ハ左ノ割合ニ依リ算出シタル價格トス
 二斗樽詰ノ價格ハ四斗樽詰價格ノ百分ノ五五
 一斗樽詰ノ價格ハ四斗樽詰價格ノ百分ノ三〇
 四合樽詰ノ價格ハ一斗樽詰價格ノ百分ノ四五
 二合樽詰ノ價格ハ一斗樽詰價格ノ百分ノ二八
 三合樽詰ノ價格ハ一斗樽詰價格ノ百分ノ二五

(十二) 東京市横濱市及川崎市ニ於ケル小賣量賣ノ價格ハ一斗ニ付上等酒ハ二十錢中等酒及並等酒ハ十錢以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス
 (十三) 主務大臣ニ於テ別ニ指定スルモノノ小賣價格ハ一斗樽詰三圓二十錢及四斗詰一樽百十圓トス

(十四) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣スル場合ハ小賣價格ニ依ルモノトス
 二 合成清酒(酒税法第五條ニ規定スルモノヲ謂フ)

(一) 樽詰販賣價格(四斗詰一樽當)
 等級 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 上等酒 六〇度以上 三三・〇〇 三六・〇〇 六九・〇〇
 並等酒 五〇度以上 三〇・〇〇 三三・〇〇 六三・〇〇

(二) 樽詰販賣價格(一斗詰一本當)
 等級 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 上等酒 六〇度以上 一・〇〇 一・九〇 三・九〇
 並等酒 五〇度以上 〇・七〇 一・三〇 二・七〇

(三) 小賣量賣價格(一升當)
 等級 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 上等酒 六〇度以上 一・〇〇 一・九〇 三・九〇
 並等酒 五〇度以上 〇・七〇 一・三〇 二・七〇

(三) 小賣量賣價格(一升當)
 等級 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 上等酒 六〇度以上 一・〇〇 一・九〇 三・九〇
 並等酒 五〇度以上 〇・七〇 一・三〇 二・七〇

(四) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣價格ハ一合ニ付五十錢(地方長官ガ五十錢以内ニ於テ額ヲ指定シタルトキハソノ額)以内トス
 (五) (一)及(二)ノ規格ニ該當セザル合成清酒又ハ生産者名ヲ明記セザル合成清酒ノ價格ハ並等酒ノ價格ノ半額以下トス
 (六) 生産者販賣價格ハ産地最寄驛貨車乘渡價格又ハ産地最寄港船乘渡價格トス
 (七) 樽詰ノ價格ハ赤味新樽詰又ハ甲附故樽詰ノ價格トシ赤味故樽使用ノ場合ハ本表價格ノ三圓下ゲトス
 (八) 東京市、横濱市及川崎市ニ於ケル小賣量賣ノ價格ハ一斗ニ付十錢以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(九) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣スル場合ハ小賣價格ニ依ルモノトス
 三 焼酎(酒税法第九條ニ規定スルモノヲ謂フ但シ粕取焼酎及泡盛ヲ除ク)
 (一) 壺詰販賣價格
 容器 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 一・〇〇 一・九〇 三・九〇
 三五度以上 一・二五 二・一五 四・一五
 四〇度以上 一・五〇 二・四〇 四・四〇
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 二・〇〇 三・九〇 五・九〇
 三五度以上 二・二五 四・一五 六・一五
 四〇度以上 二・五〇 四・四〇 六・四〇
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 三・〇〇 四・九〇 六・九〇
 三五度以上 三・二五 五・一五 七・一五
 四〇度以上 三・五〇 五・四〇 七・四〇
 五斗壺 アルコル分 三〇度以上 三・七五 五・六五 七・六五
 三五度以上 四・〇〇 五・九〇 七・九〇
 四〇度以上 四・二五 六・一五 八・一五
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 四・五〇 六・四〇 八・四〇
 三五度以上 四・七五 六・六五 八・六五
 四〇度以上 五・〇〇 六・九〇 八・九〇
 六〇〇〇壺 アルコル分 三〇度以上 五・〇〇 六・九〇 八・九〇

(三) 小賣量賣價格(一合當)
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 アルコル分三〇度以上 一・〇〇 一・九〇 三・九〇
 アルコル分三五度以上 一・二五 二・一五 四・一五
 アルコル分四〇度以上 一・五〇 二・四〇 四・四〇
 (一)及(二)ノ規格ニ該當セザル焼酎又ハ生産者名ヲ明記セザル焼酎ノ價格ハアルコル分三〇度以上ノ焼酎ノ價格ノ半額以下トス
 (五) 米ヲ原料トスル焼酎ニ付テハ一斗ニ付一圓五十錢以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス
 (六) 生産者販賣價格ハ産地最寄驛貨車乘渡價格又ハ産地最寄港船乘渡價格トス
 四 味淋(酒税法第八條ニ規定スルモノヲ謂フ)
 (一) 壺詰販賣價格(一斗當)
 等級 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 一・八〇 二・七〇 四・七〇
 二號品 一七度以上 一・九〇 二・八〇 四・八〇
 三號品 二五度以上 二・〇〇 二・九〇 四・九〇
 本直シ 一 二五度以上 二・一〇 三・〇〇 五・〇〇

(二) 壺詰販賣價格
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 一・八〇 二・七〇 四・七〇
 二號品 一七度以上 一・九〇 二・八〇 四・八〇
 三號品 二五度以上 二・〇〇 二・九〇 四・九〇
 本直シ 一 二五度以上 二・一〇 三・〇〇 五・〇〇
 (三) 小賣量賣價格(一合當)
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 一・八〇 二・七〇 四・七〇
 二號品 一七度以上 一・九〇 二・八〇 四・八〇
 三號品 二五度以上 二・〇〇 二・九〇 四・九〇
 本直シ 一 二五度以上 二・一〇 三・〇〇 五・〇〇

(九) 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣スル場合ハ小賣價格ニ依ルモノトス
 三 焼酎(酒税法第九條ニ規定スルモノヲ謂フ但シ粕取焼酎及泡盛ヲ除ク)
 (一) 壺詰販賣價格
 容器 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 一・〇〇 一・九〇 三・九〇
 三五度以上 一・二五 二・一五 四・一五
 四〇度以上 一・五〇 二・四〇 四・四〇
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 二・〇〇 三・九〇 五・九〇
 三五度以上 二・二五 四・一五 六・一五
 四〇度以上 二・五〇 四・四〇 六・四〇
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 三・〇〇 四・九〇 六・九〇
 三五度以上 三・二五 五・一五 七・一五
 四〇度以上 三・五〇 五・四〇 七・四〇
 五斗壺 アルコル分 三〇度以上 三・七五 五・六五 七・六五
 三五度以上 四・〇〇 五・九〇 七・九〇
 四〇度以上 四・二五 六・一五 八・一五
 一斗壺 アルコル分 三〇度以上 四・五〇 六・四〇 八・四〇
 三五度以上 四・七五 六・六五 八・六五
 四〇度以上 五・〇〇 六・九〇 八・九〇
 六〇〇〇壺 アルコル分 三〇度以上 五・〇〇 六・九〇 八・九〇

(三) 小賣量賣價格(一合當)
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 アルコル分三〇度以上 一・〇〇 一・九〇 三・九〇
 アルコル分三五度以上 一・二五 二・一五 四・一五
 アルコル分四〇度以上 一・五〇 二・四〇 四・四〇
 (一)及(二)ノ規格ニ該當セザル焼酎又ハ生産者名ヲ明記セザル焼酎ノ價格ハアルコル分三〇度以上ノ焼酎ノ價格ノ半額以下トス
 (五) 米ヲ原料トスル焼酎ニ付テハ一斗ニ付一圓五十錢以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス
 (六) 生産者販賣價格ハ産地最寄驛貨車乘渡價格又ハ産地最寄港船乘渡價格トス
 四 味淋(酒税法第八條ニ規定スルモノヲ謂フ)
 (一) 壺詰販賣價格(一斗當)
 等級 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 一・八〇 二・七〇 四・七〇
 二號品 一七度以上 一・九〇 二・八〇 四・八〇
 三號品 二五度以上 二・〇〇 二・九〇 四・九〇
 本直シ 一 二五度以上 二・一〇 三・〇〇 五・〇〇

(二) 壺詰販賣價格
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 一・八〇 二・七〇 四・七〇
 二號品 一七度以上 一・九〇 二・八〇 四・八〇
 三號品 二五度以上 二・〇〇 二・九〇 四・九〇
 本直シ 一 二五度以上 二・一〇 三・〇〇 五・〇〇
 (三) 小賣量賣價格(一合當)
 規格 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 ボーメ比 アルコル分 生産者販賣價格 卸賣價格 小賣價格
 一號品 一〇度以上 一・八〇 二・七〇 四・七〇
 二號品 一七度以上 一・九〇 二・八〇 四・八〇
 三號品 二五度以上 二・〇〇 二・九〇 四・九〇
 本直シ 一 二五度以上 二・一〇 三・〇〇 五・〇〇

(六) 生産者販賣價格ハ産地最寄驛貨車乗渡價格
又ハ産地最寄港船乗渡價格トス

(七) 主務大臣ニ於テ別ニ指定スルモノニ付テハ
一斗ニ付三圓以内ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

五 本告示ニ於ケル各項中アルコト分ト
ハ酒税法第二條第二項ニ規定スルモノ
ヲ謂フ

本告示ニ於ケル一及二項中原エキス分
トハアルコト分ニ一・五八九四ヲ乘
ジタルモノニエキス分ヲ加ヘタルモノ
ヲ謂フ此ノ場合ニ於ケルエキス分トハ
攝氏十五度ノ時ニ於テ原容量百立方セ
ンチメートル中ニ含有スル不揮發性成
分ノグラム數ヲ謂フ

(参照)

昭和十四年四月二日商工省告示第七十號ハ清
涼飲料、清酒及麥酒ノ販賣價格指定ノ件ナリ

●商工省 告示第二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ麥酒、果
實酒及雜酒ノ販賣價格左ノ通指定シ昭和十
四年商工省告示第七十號中三麥酒ノ項ハ
之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十五年四月五日ヨリ之ヲ施行
ス

昭和十五年四月一日

商工大臣 藤原銀次郎
大藏大臣 櫻内 幸雄

一 麥酒(酒税法第十條ニ規定スルモノヲ謂フ)
製造業者販賣價格 昭和十四年三月四日ニ於
ケル販賣價格ニ左ノ金額ヲ加算シタル價格

- 大壘 四打ニ付 三圓十五錢
- 小壘 四打ニ付 一圓六十六錢
- 樽麥酒 一立ニ付 十錢二厘
- 特大壘 一本ニ付 二十錢三厘

二 果實酒(酒税法第十一條ニ規定スルモノヲ
謂フ)

(一) 製造業者販賣價格 昭和十四年九月十八日
ニ於ケル販賣價格ニ二石ニ付十圓ヲ加算
シタル價格

(二) 販賣業者販賣價格 右ニ同ジ

三 雜酒(酒税法第十二條ニ規定スルモノヲ謂
フ)

(一) 製造業者販賣價格 昭和十四年九月十八日
ニ於ケル販賣價格ニ酒精及酒精含有飲料
税法臨時租稅徵收法及支那事變特利稅法
ニ依リ賦課スベカリシ稅額ト酒税法ニ依
ル課稅額トノ差額ヲ加算シタル價格

(二) 販賣業者販賣價格 右ニ同ジ

●商工省 告示第三號

昭和十五年四月 商工省 告示第一號中左ノ通改
正ス

昭和十五年五月三日

商工大臣 藤原銀次郎
大藏大臣 櫻内 幸雄

一 清酒ノ項(左)ノ如ク改ム

(三) 主務大臣ノ指定スル清酒ニシテ左ノ規格ヲ

有スルモノノ販賣價格ハ(二)及(三)ノ規定ニ拘
ラズ左ノ通トス但シ樽詰ノ價格ハ甲附新樽
使用ノ場合ニ於ケル木荷造ノ價格トス

規格	生産者販賣價格	卸賣價格	小賣價格
四斗詰一上	アルコー原エキ	原エキ	原エキ
一升詰一上	以上	以上	以上
樽詰一上	以上	以上	以上
樽詰一上	以上	以上	以上

(参照)

昭和十五年四月 商工省告示第一號ハ價格等統制
令ノ規定ニ依リ清酒、合威酒、燒酎及味淋ノ販
賣價格指定ノ件ナリ

●商工省 告示第四號

昭和十五年四月 商工省 告示第一號中一清酒ノ
項(三)ノ規定ニ依リ清酒左ノ通指定ス

本告示ハ昭和十六年三月三十一日迄其ノ效
力ヲ有ス

昭和十五年五月三日

商工大臣 藤原銀次郎
大藏大臣 櫻内 幸雄

商標 生産地 生産者

青松	白鷹	兵庫縣	株式會社辰馬悅藏商店
墨松	白鶴	嘉納合名會社	
金冠	白鹿	辰馬本家酒造株式會社	
黒松	白鹿	西宮酒造株式會社	
特撰	日本盛	株式會社辰馬悅藏商店	
特撰	宗	株式會社長部文治郎商店	
葵紋	大關	店	
金鱗	月桂冠	京都府 株式會社大倉恒吉商店	
大飛切	東自慢	兵庫縣 木辰酒造株式會社	
燒稀	櫻正宗	山邑酒造株式會社	
特撰	菊正宗	株式會社本嘉納商店	
大吟醸	キンシ	京都府 株式會社堀野久造商店	

●商工省 告示第五號

昭和十五年四月 商工省 告示第一號中四味淋ノ
項(七)ノ規定ニ依リ味淋左ノ通指定ス

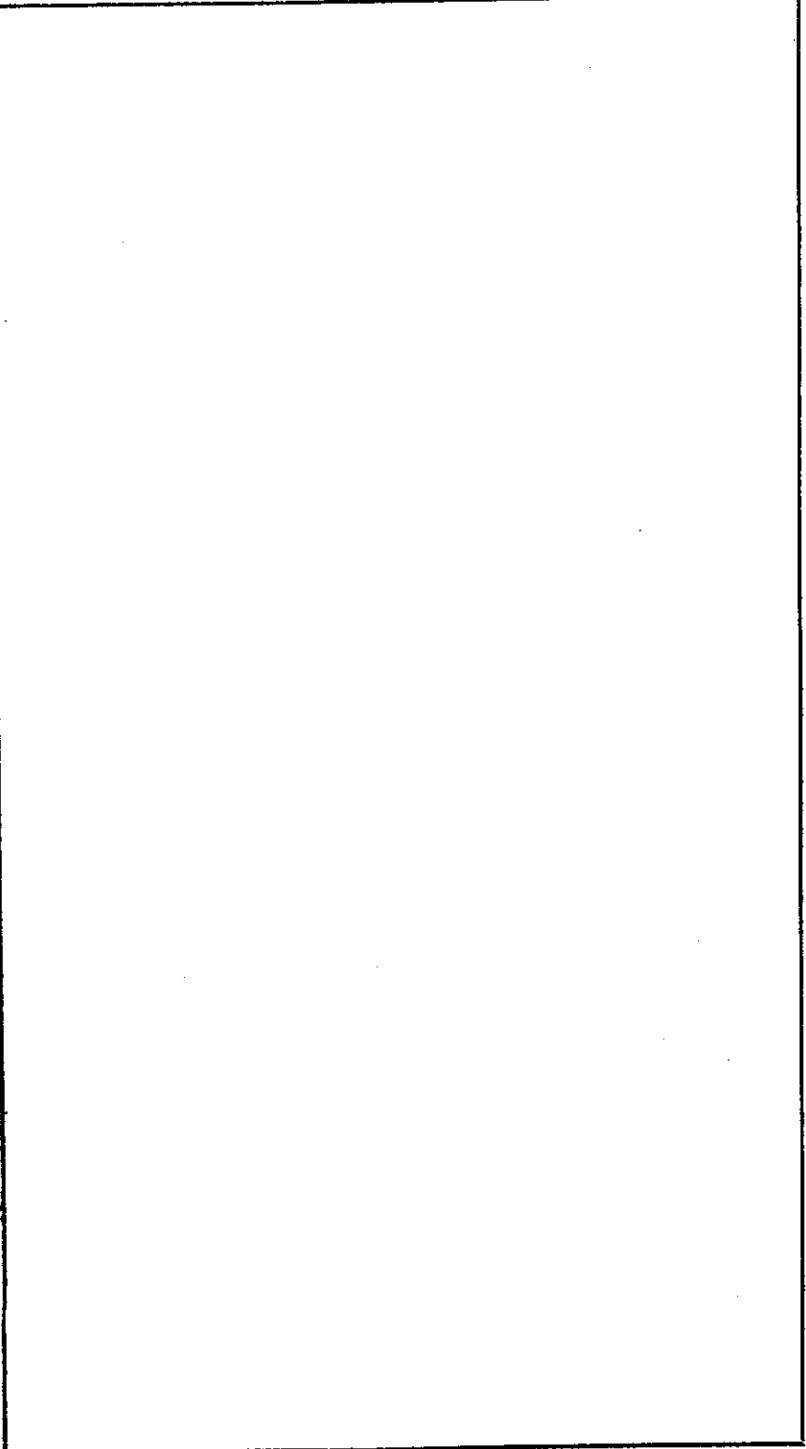
本告示ハ昭和十六年三月三十一日迄其ノ效
力ヲ有ス

昭和十五年五月三日

商工大臣 藤原銀次郎
大藏大臣 櫻内 幸雄

商標 生産地 生産者

萬葉紋	白霧	兵庫縣	小西酒造株式會社
松竹梅	醉心	廣島縣	山根 齋
名譽	醉心	廣島縣	山根 齋
九重櫻	愛知縣	石川 和男	



●商工省告示第六號

大蔵省告示第二號中左ノ通改

昭和十五年 四月 商工省

正ス 本告示ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年九月二十八日 商工大臣臨時代理

大蔵大臣 河田 烈
大蔵大臣 河田 烈

一 麥酒(酒税法第十條ニ規定スルモノヲ謂フ)ニテ麥酒(酒税法第十條ニ規定スルモノヲ謂フ)ニ改メニ及ニテヲ削ル

(参照) 昭和十五年 四月 商工省告示第二號ハ麥酒、果實酒及雜酒販賣價格指定ノ件ナリ

●商工省告示第七號

大蔵省告示第七號ニ依リ果實酒及雜酒ノ販賣價格左ノ通指定ス

本告示ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年九月二十八日 商工大臣臨時代理

大蔵大臣 河田 烈
大蔵大臣 河田 烈

昭和十五年九月 告示 大蔵省告示第六號 第七號

一 果實酒(酒税法第十一條ニ規定スルモノヲ謂フ)

(一) 壹詰品販賣價格(一斗詰一壹匁)

等級	規格	生産者販賣價格	卸賣價格	小賣價格
等	アルコール分 度以上	一三・五〇	一四・九〇	一八・〇〇
上	度以上	一〇・〇〇	一一・〇〇	一三・二〇
並	七	一〇・〇〇	一一・〇〇	一三・二〇

日本藥局方所定ノ規格ノモノハ一圓ヲ加算スルニテ得ルモノトス

(二) 零詰品販賣價格(三ノ特殊銘柄品ヲ除ク)

等級	規格	生産者販賣價格	卸賣價格	小賣價格
等	アルコール分 度以上	一八・〇〇	二二・〇〇	二六・〇〇
上	度以上	一六・〇〇	一七・〇〇	二〇・〇〇
並	七	一六・〇〇	一七・〇〇	二〇・〇〇
上	度以上	一四・〇〇	一五・〇〇	一七・〇〇
並	七	一四・〇〇	一五・〇〇	一七・〇〇
上	度以上	一三・〇〇	一四・〇〇	一六・〇〇
並	七	一三・〇〇	一四・〇〇	一六・〇〇
上	度以上	一一・〇〇	一二・〇〇	一四・〇〇
並	七	一一・〇〇	一二・〇〇	一四・〇〇

(三) 地方長官前各表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ前各表價格ハ之ヲ適用セズ
 雜酒(酒税法第十二條ニ規定スルモノヲ謂フ)
 (一) 壹詰品販賣價格(一斗詰一壹匁)

種別	規格		生産者販賣價格	卸賣價格	小賣價格
	アルコール分	エキス分			
甘味葡萄酒又ハスキートワイン	度以上	度以上	一〇・〇〇	一二・五〇	一六・五〇
	二〇	二〇	一九・〇〇	二〇・九〇	二五・〇〇

本格甘味葡萄酒	一四	一八・五〇	二〇・四〇	二四・五〇
藥劑甘味葡萄酒	二〇	二五・五〇	二七・八〇	三〇・〇〇
本格藥劑甘味葡萄酒	二〇	二五・五〇	二七・〇〇	二九・四〇
料理用セリー	二〇	二五・五〇	二六・〇〇	二八・〇〇
セリー	一八	一九・五〇	二〇・九〇	二二・〇〇
マデラ	一六	一九・五〇	二〇・五〇	二二・〇〇
甘味果實酒	一〇	一九・五〇	二〇・〇〇	二二・〇〇
ウキスキー、ブランデー、ラム、ウ オツカ又ハジン	二	二〇・〇〇	二一・〇〇	二二・〇〇
本格ウキスキー	四〇	二七・〇〇	二九・四〇	三二・〇〇
アブサン	四〇	三八・〇〇	四〇・八〇	四三・〇〇
ベルモット	六八	四二・五〇	四六・八〇	五〇・〇〇
其ノ他ノリキニール類	一七	二〇・五〇	二二・六〇	二四・〇〇
甘味ブランデー	三	三三・〇〇	三四・二〇	三六・〇〇
臺灣總督府專賣局老酒	三	三三・〇〇	三三・五〇	三五・〇〇
五加皮酒	四	三一・〇〇	三三・一〇	三五・〇〇
其ノ他ノ雜酒	二	二二・〇〇	二四・八〇	二七・〇〇

(二) 醸造品販賣價格(三)ノ特殊銘柄品ヲ除ク

種 別	規 格		容 量	生 産 者 販 賣 價 格 (一打當)	卸 賣 價 格 (一打當)	小 賣 價 格 (一本當)
	アルコール分 度以上	エキス分 度以上				
甘味葡萄酒及スキートワイン	一〇	一〇	五五〇cc	一・八〇	一三・〇〇	一三・〇〇
本格甘味葡萄酒	一四	一四	五五〇	一四・二〇	一五・六〇	一五・五〇
藥劑甘味葡萄酒	一四	一四	四五〇	一三・〇〇	一四・三〇	一四・〇〇
本格藥劑甘味葡萄酒	一四	一四	四五〇	一七・八〇	一九・六〇	二〇・〇〇
シヤンパン	一〇	一〇	七二〇	三三・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇
料理用セリー	一四	一四	七二〇	一八・〇〇	一九・〇〇	一九・〇〇
セリー	一八	一八	七二〇	一七・八〇	一九・六〇	二〇・〇〇
マデラ	一六	一六	七二〇	一四・二〇	一五・六〇	一五・五〇
甘味果實酒	一五	一六	六〇〇	一四・二〇	一五・六〇	一五・五〇
ウキスキー、ブランデー、ラム、ウ オツカ又ハジン	三	三	六〇〇	一四・八〇	一六・三〇	一六・〇〇
本格ウキスキー及本格ブランデー	三	三	六〇〇	一七・八〇	一九・六〇	二〇・〇〇
(ポケット用)	四	四	七二〇	三三・八〇	三六・二〇	三六・〇〇
本格ウキスキー及本格ブランデー	四	四	七二〇	三三・八〇	三六・二〇	三六・〇〇
(ポケット用)	四	四	七二〇	三三・八〇	三六・二〇	三六・〇〇
アブサン	六	六	八八〇	三三・七〇	三六・一〇	三六・〇〇
ベルモット	一七	一四	九〇〇	三三・七〇	三六・一〇	三六・〇〇
其ノ他ノリキニール類	二	二	四五〇	一九・六〇	二一・六〇	二一・五〇

銘	規	格	容	生産者販		卸賣價格		小賣價格	
				(一打當)	(一打當)	(一打當)	(一本當)		
甘味ブランデー	三	二	七〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇
〃	二	一	七〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇
〃	三	〇	七〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇
〃	一	七	六〇〇	一七・〇〇	一八・九〇	一八・〇〇	一九・〇〇	一八・〇〇	一九・〇〇
〃	二	八	六〇〇	一七・〇〇	一八・九〇	一八・〇〇	一九・〇〇	一八・〇〇	一九・〇〇
〃	二	〇	七〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	二二・〇〇
三 特殊銘柄品販賣價格									
謝恩シャンパン	一〇	度以上	七二〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇
甲鐵スベシヤルワイン	一〇	度以上	七〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇
金札皇國葡萄酒	一〇	度以上	七〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇
銀札皇國葡萄酒	一〇	度以上	七〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇
ヘルメス、デリカ(赤)	一〇	度以上	七〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇
赤ビエアワインルミエル	一〇	度以上	七〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇
(二)本格甘味葡萄酒									
ヘルメス、デリカ(白)	一〇	度以上	七〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇
特選皇國ポトワイン	一〇	度以上	七〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇
大黒葡萄酒	一〇	度以上	七〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇	二七・〇〇	二九・〇〇
(三)本格ウイスキー									
オールドサントリーウキスキー	四三		七五〇	八〇・〇〇	八八・〇〇	八〇・〇〇	八八・〇〇	八〇・〇〇	八八・〇〇
(化粧樽)									
サントリーウキスキー(角瓶)	四三		七四〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
サントリーウキスキー(大樽)	四三		七三〇	四八・〇〇	五三・〇〇	四八・〇〇	五三・〇〇	四八・〇〇	五三・〇〇

アドミラルリキエールウキスキー	四三		七二〇	八〇・〇〇	八八・〇〇	八〇・〇〇	八八・〇〇	八〇・〇〇	八八・〇〇
スベシヤルトムソウウキスキー	四三		七二〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
アドミラルナムパトワンウキスキー	四三		七二〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
トミーモルトエキストラウキスキー	四三		七二〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
トミーレーアオールドウキスキー	四三		七二〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
ニツカウキスキー	四三		七二〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
キングウキスキー	四三		七二〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
(四)本格ブランデー									
ニツカブランデー	四三		七二〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
ヘルメスブランデー	四三		七二〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
大黒ブランデー	四三		七二〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇	六〇・〇〇	六六・〇〇
(五)其ノ他ノ雑酒									
ボンパン	四		二	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇
ニツカ林檎酒	二		二	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇
臺灣總督府專賣局ボンカノ	二		二	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇
賽命酒(大)	四		二	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇
〃(中)	二		二	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇
〃(小)	一		二	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇	四〇・〇〇	五五・〇〇
四 酒場料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスル者ノ販賣價格									
ウキスキー、本格ウキスキー、ブランデー、本格ブランデー、ラム、ウォッカジン、アブサン									
種 別 價 格									
キール、マデラ、ベルモット、甘味ブランデー、ボンパン、カクテル、シヤンパン、其ノ他ノリキニール類									
果實酒又ハ其ノ他ノ雜酒									
四〇〇ニ付 五〇									
一八〇〇又 五一合ニ付 五〇									
五 地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ									
指定シタル場合ノ價格ハ一ノ(一)及二ノ(一)ノ價格ヨリ一斗ニ付一圓ヲ控除シタル額ヲ基準トシ容量割合ニ依リ算出スルモノトス但シ小賣									

業者が量賣スル場合ノ價格ハ一ノ(一)及二ノ(一)ノ小賣價格ヲ基準トシ容量割合ニ依リ算出スルモノトス

六 一ノ(二)又ハ二ノ(二)ニ掲グル罐詰品ニシテ本表ニ規定ナキ容量詰ノモノノ價格ハ左ノ通トス

(イ)一八〇〇ccヲ超ユル容量詰ノモノノ價格ハ一ノ(一)又ハ二ノ(一)ノ價格ヲ基準トシ容量割合ニ依リ算出シタル價格

(ロ)一八〇〇cc以下ノ容量詰ノモノノ價格ハ一ノ(二)又ハ二ノ(二)ノ價格ヲ基準トシ容量割合ニ依リ算出シタル價格但シ右ニ依リ算出シタル價格ガ本表價格ニ違セザルトキハ本表價格

(一)容量二倍迄ノモノ 二割

(二)容量二倍ヲ超エ三倍迄ノモノ 四割

(三)容量三倍ヲ超ユルモノ 五割

(ハ)一ノ(二)又ハ二ノ(二)ニ掲グル容量未滿ノ容量詰ノモノノ價格ハ容量ノ割合ニ依リ算出シタル額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタル額ヲ加算シタル額ニ依リ算出スルモノトス

タル額ニ其ノ一割ニ相當スル額ヲ加算シタル價格但シ容量差一〇〇cc未滿ノ場合ハ容量ノ割合ニ依リ算出シタル價格

七 罐詰加工業者ガ卸賣業者ニ販賣スル場合ハ生産者販賣價格ニ依リ罐詰加工業者ガ小賣業者ニ販賣スル場合ハ卸賣價格ニ依ルモノトス

八 アルコール分又ハエキス分ニ於テ規格ニ該當セザルモノ又ハ生産者氏名若ハ罐詰加工業者氏名ヲ國字ニテ明記セザルモノハ本表價格(等級アルモノハ並等ノ價格同一種別ニシテ價格ニ差等アルモノハ最低ノ價格)ノ半額トス

九 生産者販賣價格及卸賣價格ハ買主最寄驛買車乗渡價格買主最寄港船側渡價格又ハ買主店先渡價格トス

一〇 本格甘味葡萄酒又ハ本格藥劑葡萄酒トハ原料酒トシテ生葡萄酒ヲ五割以上使用セルモノヲ謂フ

一一 本格ウキスキートハ麥芽ヲ糖化醱酵セシメ單式蒸溜機ニ依リ蒸餾シタル餾出液ヲ樽ニテ三ヶ年以上貯藏シタルモノ又ハ之ニ他ノ糖液ヲ醱酵シテ蒸餾シタルモノヲ總量ノ七割以內混和シタルモノヲ謂フ

一二 本格ブランデーハ葡萄酒、葡萄酒、林檎酒、林檎酒、櫻桃液ヲ單式蒸溜機ニ依リ蒸餾シタル餾出液ヲ樽ニテ三ヶ年以上貯藏シタルモノ又ハ之ニ他ノ糖液ヲ醱酵シテ蒸餾シタルモノヲ謂フ

ルモノヲ總量ノ七割以內混和シタルモノヲ謂フ

一三 左ノ雜酒ハ地方長官ノ指定スル額ニ依ルモノトス

桑酒、菊酒、忍冬酒、蘭酒、紫蘇酒、松葉酒、神農酒、柿酒、無花果酒、蘇鐵酒、栗酒、バナナ酒、白露酒、泡立冷用酒、甘酢、福祿燒酎、スツボン酒、ホルモン酒、保命酒、十六味地黃保命酒、長命酒、酒砂糖酒、高粱酒、ブドビーイヤー、ホブワイ、ト、ヘルブトリーセ其ノ他商工大臣及大藏大臣ノ指定スルモノ

一四 一、二及三中アルコール分トハ酒稅法第二條第二項ニ規定スルモノヲ謂フ

二及三中エキス分トハ攝氏十五度ノ時ニ於テ原容量百立方センチメートル中ニ含有スル揮發性成分ノグラム數ヲ謂フ

●商工省告示第八號
大藏省告示第八號
昭和十五年四月大藏省告示第二號ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年十月八日
商工大臣臨時代理
大藏大臣 河田 烈
大藏大臣 河田 烈

●商工省告示第十號
大藏省告示第十號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ清酒及合成清酒ノ販賣價格左ノ通指定シ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月二十二日
商工大臣臨時代理
大藏大臣 河田 烈
大藏大臣 河田 烈

(三)小賣業者販賣價格(正味一升當)
其ノ他ノ場合ノ價格

等級 其ノ他ノ場合ノ價格
上等酒 一・八五 一・九五
並等酒 一・六五 一・七五

小賣業者ガ樽入ノ清酒ヲ樽附ニテ購入シ之ヲ量賣スル場合ニハ一升ニ付二五錢ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

(四)酒場料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ販賣スルコトヲ業トスル者ノ販賣價格(一合當)

等級 金額
(七)清酒又ハ上等酒 四五錢
並等酒 四〇

(五)前各項中上等酒トハアルコール分一五度以上原エキス分二九度以上ノモノヲ謂ヒ、並等酒トハアルコール分二三・五度以上、原エキス分二六度以上ノモノヲ謂フ

(六)並等酒ノ規格ニ該當セザル清酒又ハ樽詰品若ハ罐詰品ニシテ生産者氏名ヲ明記セザル清酒ノ價格ハ並等酒ノ價格ノ半額トス

(七)主務大臣ノ指定スル清酒ニシテ左ノ規格ヲ有スルモノノ販賣價格ハ(一)乃至(三)ノ規定ニ

●商工省告示第九號
大藏省告示第九號
昭和十五年四月大藏省告示第一號中左ノ通改正シ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月二十二日
商工大臣臨時代理
大藏大臣 河田 烈
大藏大臣 河田 烈

(一)生産者販賣價格(正味一升當)
直接消費

等級 直接消費
上等酒 一・三五 一・四五 一・五五 一・七〇
並等酒 一・二四 一・三四 一・四四 一・六〇

(二)卸賣業者販賣價格(正味一升當)
直接消費又ハ小賣業者ニ販賣スル場合ノ價格

等級 直接消費又ハ小賣業者ニ販賣スル場合ノ價格
上等酒 一・六〇 一・八五
並等酒 一・四七 一・六五

(七)清酒又ハ上等酒 四五錢
並等酒 四〇

(五)前各項中上等酒トハアルコール分一五度以上原エキス分二九度以上ノモノヲ謂ヒ、並等酒トハアルコール分二三・五度以上、原エキス分二六度以上ノモノヲ謂フ

(六)並等酒ノ規格ニ該當セザル清酒又ハ樽詰品若ハ罐詰品ニシテ生産者氏名ヲ明記セザル清酒ノ價格ハ並等酒ノ價格ノ半額トス

(七)主務大臣ノ指定スル清酒ニシテ左ノ規格ヲ有スルモノノ販賣價格ハ(一)乃至(三)ノ規定ニ

●商工省告示第一號ハ清酒、合成清酒、燒酎及味淋販賣價格指定ノ件ナリ

昭和十五年四月 商工省告示第一號ハ清酒、合成清酒、燒酎及味淋販賣價格指定ノ件ナリ

昭和十五年十月 告示 大藏省第八號 第九號 第十號

拘ラズ左ノ通トス但シ四、五及六ノ規定ニ依ル加算ハ之ヲ爲シ得ザルモノトス

規格 生産者 卸賣業 小賣業
アルコール原エキ 販賣價 者販賣 者販賣
ル分 ス分 価格 価格 価格

四斗詰 一六 三三 四四 四五 九〇〇〇 一〇〇〇〇〇
一升詰 一六 三三 四五 二五〇 二八〇

右ノ樽詰品ハ甲附新樽使用ノ場合ニ於ケル本荷造ノ價格トス

生産者ガ小賣業者(四)ノ業者又ハ直接消費者ニ販賣スル場合ノ 價格ハ卸賣業者販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

(八)東京府及神奈川県ニ於ケル卸賣業者及小賣業者ノ販賣價格ハ一升ニ付一〇銭ヲ(二)及(三)ノ價格ニ夫々加算スルコトヲ得ルモノトス

合成清酒(酒税法第五條)ノ規定スルモノヲ謂フ

(一)アルコール分一六度以上、原エキ分三〇度以上ノモノノ販賣價格、清酒ノ並等酒ノ價格ニ依ルモノトス

(二)酒場料理店其ノ他酒類ヲ専ラ自己ノ營業場ニ於テ販賣スルコトヲ業トスル者ノ販賣價格ハ一合當四〇銭トス

九 一、二及三項中アルコール分トハ酒税法第二條第二項ノ規定スルモノヲ謂フ

一、五八九四ヲ乘ジタルモノニエキ分ヲ加ヘタルモノヲ謂フ此ノ場合ニ於ケルエキ分トハ攝氏十五度ノ時ニ於テ原容量百立方センチメートル中ニ含有スル揮發性成分ノグラム數ヲ謂フ

◎商工省 大藏省告示第十一號

昭和十五年十月十日商工省告示第十號中一清酒ノ項七ノ規定ニ依リ清酒左ノ通指定シ昭和十五年十月十日大藏省告示第四號ハ之ヲ廢止ス

本告示ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本告示ハ昭和十六年三月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

昭和十五年十月二十二日

商工大臣臨時代理

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

清酒ノ並等酒合成清酒及混和酒ニ付テハ甲附新樽ヲ使用セル場合ト雖モ赤味新樽ノ容器代ノ範圍内ニ於テ容器代ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

本荷造ノ場合ハ四斗樽一箇ニ付二圓、二斗樽一箇ニ付一圓五〇銭、一斗樽一箇ニ付一圓ヲ加算シ得ルモノトス但シ昭和十五年十二月三十一日以降ハ之ヲ加算シ得ザルモノトス

五 樽詰品ヲ樽詰ニテ販賣スル場合ハ左ノ範圍内ニ於テ容器代ノ加算ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

種 類 金額

一 升 樽 二五

二 合 樽 一五

三 合 樽 一〇

四 合 樽 一〇

五 合 樽 八

六 生産者ガ五ノ樽詰品ヲ更ニ他函及繩ニテ荷造シタル場合ハ其ノ荷造費ハ買主ノ負擔トス

但シ右ノ荷造費ガ一升樽一本當一〇銭東京府及神奈川県仕向ノモノニ付テハ一五銭、其ノ他ノ樽一本當五銭ヲ超ユル場合ハ其ノ超ユル部分ハ買主ノ負擔トス

七 前各項ノ價格ハ買主ノ製造場又ハ店先渡ノ價格トス

八 地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

昭和十五年十月二十二日商工省告示第十號ハ清酒及合成清酒販賣價格指定ノ件ナリ

昭和十五年十月三十一日

商工大臣臨時代理

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈

大藏大臣 河田 烈